

令和２年度 中小企業ものづくり振興事業補助金 募集要項

鶴岡市内の中小企業者等が行う意欲的な事業活動を支援します。

1 新製品開発・販路開拓支援事業補助金

1 補助対象者

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者
- (2) 構成員の３分の２以上が市内の中小企業者で構成される団体
- (3) (1)及び(2)に準ずると市長が特に認めるもの

※右表の資本金又は 従業員数のいずれ かに該当すれば 中小企業者です。	業 種	資本金	従業員数
	製造業、建設業、運輸業、その他の業種	３億円 以下	３００人 以下
	卸売業	１億円 以下	１００人 以下
	小売業	５千万円 以下	５０人 以下
	サービス業	５千万円 以下	１００人 以下

2 補助対象の事業

- (1) 新 製 品 の 開 発 事 業・・・事業化を目的とした新製品の試作、設計、製作等を行う事業
- (2) 食 関 連 の 開 発 事 業・・・主に庄内地域の農林水産物を活用した新製品の試作、開発や、そのための一次加工を行う事業
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策開発事業・・・新型コロナウイルス感染症により売上げが減少するなど影響を受けた事業者が、売上げ回復等のため新製品開発に取り組む事業
- (4) 新製品の販路開拓事業・・・(1)の事業により得られた製品又は開発されてからおおむね２年を経過していない自ら開発した製品の販路開拓を行う事業
- (5) 食関連の販路開拓事業・・・主に庄内地域の農林水産物を活用した自社製品の販路開拓のため、パッケージや商品ラベルのデザイン等を製作・改良する事業
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策販路開拓事業・・・新型コロナウイルス感染症により売上げが減少するなど影響を受けた事業者が、売上げ回復等のため自社製品の販路開拓に取り組む事業

3 募集期間及びスケジュール

募集期間	令和2年4月6日（月）～令和2年4月17日（金） 17：00 必着 ※予算の状況により、２次募集または随時募集を行う場合があります。
プレゼン テーション	令和2年4月24日（金）午後 （詳細な時間は別途連絡します） ※事業概要をご説明いただきます。
交付決定	令和2年5月初旬を予定 ※取組みの必要性・重要度、新規性・先進性、投資効果、実行性、事業規模、行政支援の必要性等を判断し、決定します。また、国・県等の各種認定制度等を加点項目として考慮します。 ※結果（不採択理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご承知おきください。 ※交付決定前の事業着手はできません。

4 提出書類

○交付申請書 ○申請の概要 ○事業計画書 ○収支予算書 ○市税納付状況の照会に係る届出

5 補助対象経費、補助率、補助限度額

<開発事業>

補助対象経費	事業区分	補助率		補助限度額
➤ 原材料費 ➤ 機械装置・工具器具費 ※機械装置は原則として 借上(リース)とします。 ➤ 技術指導受入費 ➤ 委託費・共同研究費 ➤ 外注加工費 ➤ 産業財産権導入・出願費	(1) 新製品の開発 事業	地域資源 活用型	3分の2 以内	50万円 (産学連携事業は100万円)
		一般型	2分の1 以内	100万円 (産学連携事業は150万円)
	(2) 食関連の開発 事業	3分の2以内		100万円
	(3) 新型コロナウ イルス感染症対策 開発事業	3分の2以内		100万円

<販路開拓事業>

補助対象経費	事業区分	補助率		補助限度額
➤ 専門家謝金及び旅費 ➤ 市場調査費 ➤ 会場設営費・出展費 ➤ 広告宣伝費（事業費全体 の1/2まで） ➤ 試供品等材料費（事業費 全体の1/10まで） ➤ 印刷費・外注費（(5)、(6) のみ）	(4) 新製品の販路 開拓事業	地域資源 活用型	3分の2 以内	50万円
		一般型	2分の1 以内	
	(5) 食関連の販路 開拓事業	3分の2以内		50万円
	(6) 新型コロナウ イルス感染症対策 販路開拓事業	3分の2以内		50万円

注1 地域資源活用型とは、農林水産物、伝統工芸品等の本市が有する地域資源を活用するものであり、当該資源の需要・消費の拡大が期待される事業とし、一般型とは、それ以外のものです。

注2 産学連携事業とは、公設試験場、大学(短大、大学院を含む。)、工業高等専門学校及び研究機関の指導を受けながら行う事業をいいます。

注3 (1)・(2)・(3)・(4)については、補助対象経費の合計額が15万円以上の事業を対象とします。

注4 広告宣伝費、試供品等材料費のみの申請は出来ません。

注5 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

注6 補助金は事業の完了検査後の精算払いです。

6 情報公開

採択事業については、事業名、事業概要、申請者の名称及び代表者名をホームページ等で公表することがあります。当該部分の公表については、申請者の了解を得たものとさせていただきます。

2 資格取得・研修支援事業補助金

1 補助対象者

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者のうち製造業を営む事業者
- (2) 構成員の3分の2以上が(1)の製造業者で構成される団体

2 補助対象の事業

- (1) 技術力向上事業……業務を行う上での基本的な資格や技術は既に取得していることを前提とし、その上で、更なる技術力の向上や技術開発力の強化を目的として受講する研修事業や資格取得事業
- (2) 専門技術研修事業……講師等を招いて実施する、業務に関連する知識や技術の習得又は向上を目的とする研修事業又は今後の生産性の向上につながると認められる研修事業

3 補助対象経費、補助率、補助限度額

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
技術力向上事業	研修受講料、資格取得試験料のうち、企業が負担する経費	2分の1以内	10万円
専門技術研修事業	講師謝礼及び旅費、会場使用料のうち、企業が負担する経費		

注1 上表の補助限度額は、1回の申請における補助限度額です。

注2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

注3 補助金は事業の完了検査後の精算払いです。

4 申請受付期間

随時受付します。申請から交付決定まで2週間ほどかかります。
交付決定前の事業着手はできません。

5 提出書類

- 交付申請書 ○申請の概要 ○事業計画書 ○収支予算書
○市税納付状況の照会に係る届出

3 起業家育成事業補助金

1 補助対象者

- (1) 鶴岡市、鶴岡商工会議所又は出羽商工会が主催した起業家を対象としたセミナーを受講して5年以内のもので、市内に事業所を有する者又は市内に在住しているもの
- (2) 庄内産業振興センター起業家育成施設に入居しているもの
- (3) 構成員の3分の1以上が(1)又は(2)の起業家で構成される団体

2 補助対象事業

販路拡大又は異業種との連携を目的として実施する事業

3 補助対象経費、補助率、補助限度額

○申請者が、起業家個人である場合

補助対象経費	補助率	補助限度額
研修受講料 ホームページ、パンフレット等の作成費（初回のみ）	2分の1以内	5万円

○申請者が、起業家で構成される団体である場合

補助対象経費	補助率	補助限度額
研修等の開催に要する経費 （講師謝金及び旅費、会場使用料、広告宣伝費）	2分の1以内	5万円

注1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

注2 補助金は事業の完了検査後の精算払いです。

4 申請受付期間

随時受付します。申請から交付決定まで2週間ほどかかります。
交付決定前の事業着手はできません。

5 提出書類

- 交付申請書 ○申請の概要 ○事業計画書 ○収支予算書
○市税納付状況の照会に係る届出

※提出書類のダウンロード先 <http://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/shokoshien/syouko01monodukuri.html>
（鶴岡市ホームページ：トップページ＞産業・経済＞商工業支援＞中小企業ものづくり振興事業補助金について）

※同一補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度につき1回を限りとします。
ただし、2の補助金の交付は、同一年度につき2回まで可能です。

※上記1、2、3のいずれの補助金も、予算の範囲内での交付です。申請が多数の場合は交付できない場合があります。



【お問い合わせ及び書類提出先】

鶴岡市商工観光部 商工課

〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25

TEL:25-2111(内線565) FAX:25-7111

E-mail:shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp